

承認第4号

専決処分の承認について

(京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例)

緊急を要したため、平成30年8月1日に別紙のとおり条例を定めたので、報告するとともに承認を求める。

平成30年8月24日提出

京都府後期高齢者医療広域連合長 堀口 文昭

提案理由

地方自治法第179条第3項の規定により提案する。

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を次のように改正する。

第14条第1項第1号の2中「令第15条第1項第4号」を「令第15条第1項第6号」に改める。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。